



化学肥料低減定着対策事業のご案内



肥料価格高騰対策事業の一環として、「化学肥料の2割低減に向けた地域の取組」を支援する追加対策を実施します。

取組内容・要件

肥料の効率利用を進めるうえで役立つ施肥機械の導入費用の一部を助成！

対象機械 可変施肥機(ドローン含む)または局所施肥機(畝立て同時施肥機含む)

- ・ 導入する対象機械により、現状よりも施肥面積を拡大する計画が必要です。
- ・ 機械の導入による成果を地域内で広く周知する取り組みが必要です。
- ・ 対象機械は、令和5年6月1日以降から令和6年1月末日まで発注し、3月末日まで納品できるものに限りです。
- ・ 本体価格が50万円以上の機械が対象ですが、単純更新は対象外です。

支援内容

購入費またはリース費の2分の1以内 (消費税除く、千円未満切捨て)

- ・ 交付金申請額の合計が予算額(499万円)を超える場合は、予算の範囲内で分配して交付します。

交付対象者

市内に住所または事業所を有し、市内で農業を営む個人または団体
もしくは農作業を代行する事業者



提出書類

- ・ 化学肥料低減定着対策事業実施計画書 (別紙1)、誓約書 (別紙2)
- ・ 見積書 (3社)、カタログ (パンフレット)
※ 導入済みの場合は、契約書・請求書・領収書等とします。
- ・ 通帳の写し (表紙及び次ページ)



↑湯沢市HP
をご確認ください。

提出先 (問い合わせ先)

- ・ 期限 令和6年1月26日(金)必着
- ・ 時間 午前8時30分から午後5時まで (土・日曜日、祝日、閉庁日を除く)
- ・ 場所 湯沢市農業再生協議会 (産業振興部農林課内)
〒012-8501 湯沢市佐竹町1番1号 (湯沢市役所本庁舎2階)
電話:0183-73-2133 FAX:0183-79-5057